

## 島根地方最低賃金審議会 第438回会議 議事録

- 1 日 時 令和6年9月3日（火） 午前10時00分～午前11時26分
- 2 場 所 松江地方合同庁舎 共用第4会議室
- 3 出席者 公益代表委員 出席4名 定数5名  
労働者代表委員 出席5名 定数5名  
使用者代表委員 出席4名 定数5名
- 4 主要議題 ○島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について  
○特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

【会 長】 それでは、第438回島根地方最低賃金審議会を開会いたします。  
事務局は、本日の資料の確認をしてください。

【指導官】 お配りしております資料についてご説明いたします。本日は、会議次第が1枚、それから、会議資料としまして赤インデックスのナンバー1からナンバー4をとじたものと、その他資料をお配りしております。

資料ナンバー1が表紙を入れて7枚物で、島根地方最低賃金審議会の意見に関する公示への異議申出書の写しということです。資料ナンバー2が1枚物で、特定最低賃金申出状況一覧表、資料ナンバー3が表紙を入れて11枚物で、特定最低賃金5件の改正決定申出書及び疎明資料写しなどでございます。資料ナンバー4が2枚物で、答申日最短効力発生予定一覧表、それと、インデックスはつけておりませんが、8月16日に開催されました島根県最低賃金専門部会報告書の写し、それから、8月16日付け島根県最低賃金の改正決定について、答申文の写し、それと、参考までに、本省のプレスリリースとなりますが、全国の県最賃の改定額、答申状況を配付しております。

以上、ご確認をお願いします。

【会 長】 それでは、事務局は定足数について説明してください。

【指導官】 委員の出席状況をご報告いたします。

本日は、公益の小田川委員と、使用者側森脇委員から、あらかじめ欠席の御連絡をいただいておりますが、最低賃金審議会令第5条第2項に規定する定足数を満たしており、本会議が有効に成立しますことをご報告いたします。

【会長】 それでは、事務局から会議の公開の状況について説明してください。

【指導官】 本日の会議及び議事録につきましては、第435回審議会で決定したとおり、採決を除き、原則公開となっております。

本日の会議につきましては、本庁舎の掲示板及び島根労働局ホームページに8月23日から8月30日まで掲示いたしました結果、傍聴希望者は3名で、本日3名が傍聴されていますので、ご報告いたします。

なお、本日の会議は、異議申出に係る審議のうち、異議申出者からの意見陳述を公開し、その後につきましては、一部採決部分を除き、率直な意見交換及び意思決定の中立を担保する必要があるため、審議会運営規程第6条第1項ただし書を適用して会議は非公開に、また、審議会運営規程第7条第2項ただし書及び第3項を適用して議事録は非公開とし、議事要旨を公開することが第435回審議会において決定されておりますことをご報告いたします。

【会長】 それでは、議事次第の2、島根県最低賃金の改正決定に係る島根地方最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、事務局から説明してください。

【室長】 本年8月16日付で答申をいただきました今年度の島根県最低賃金の改定に係る異議の申出につきまして、説明をさせていただきます。

最低賃金の改正の答申に係る異議の申出は、審議会の意見に係る地域の労働者またはこれを使用する使用者は、公示があった日から15日以内に労働局長に行うことができると、最低賃金法第11条第2項により規定されております。8月16日に答申をいただいた後、同日から9月2日まで公示を行いましたところ、資料のとおり、島根県自治体労働組合総連合、島根県労働組合総連合、以上2件の異議の申出がありました。

労働者団体の島根県労働組合総連合、島根県自治体労働組合総連合から提出されている異議申出書は、要旨としまして、今回の答申内容は、最低賃金法の目的に沿うものでなく、さらに大幅な最低賃金の引上げを求めるもので

ございます。また、生活保護との整合性についての問題点の指摘もされています。

詳しくは、この後、予定しております意見陳述にて説明があると思います。

以上で異議の申出についての説明を終わります。

それでは、局長から藤本会長に諮問文をお渡しいたします。

【室 長】 それでは、局長から藤本会長に諮問文をお渡しします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【局 長】 それでは、ご審議のほど、よろしく願いいたします。

(事務局より諮問文写しを委員へ配布)

【会 長】 ただいま局長から審議会へ諮問をいただきました。

それでは、諮問に対する審議を始めます。7月9日に開会しました第435回審議会において、本日の異議申出の審議の場で、異議申出人からの意見陳述を認めることとしておりました。

そのことについて、事務局から説明をお願いします。

【室 長】 異議申出書につきましては、2件いただいております。その中で、本日、島根県労働組合総連合事務局次長の加藤朋美様、島根県自治体労働組合総連合、執行委員の塩冶隆彦様、それぞれより意見陳述を希望されておられます。できるだけ簡潔な意見陳述をお願いしておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

【会 長】 例年どおり、審議に先立ち、陳述してもらうことでよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【会 長】 それでは、陳述はお一人7分程度以内でお願いします。

最初に、島根県労働組合総連合事務局次長の加藤朋美様、意見をお聞かせください。

【陳述人】 おはようございます。島根労連の加藤と申します。今日はよろしくお願ひ  
します。座って失礼します。

貴職におかれましては、中央最低賃金審議会が示した目安額50円を8円  
上回る962円の答申をされました。この金額は、格差是正に向けたもので  
あり、人材の確保や地域経済の活性化につながるものと受け止めています。  
厳しい情勢の中で、審議会の皆様のご尽力に対し、心よりお礼を申し上げます。

2024年春闘では、賃金引上げの前進はあったものの、高騰する物価を  
上回るものではなく、苦しい生活を余儀なくされるものと言わざるを得ませ  
ん。島根労連では、8時間働けば普通の暮らしができる賃金を目指していま  
す。そのためには、時間額1,500円以上と全国一律賃金制度が必要であ  
り、さらなる引上げを求めるものです。今の最低賃金では、週40時間働い  
ても年収200万円にもならず、急騰する物価は、一層労働者の暮らしにダ  
メージを与えます。

島根労連は、この間、貴職に対し、島根地方最賃の時間額を直ちに1,0  
00円以上に引き上げ、1,500円以上を目指すこと。地域間格差を解消  
するためランク制を廃止し、全国最低賃金制度の制定や中小企業支援策の拡  
充を国に求めること等の要請を行ってきました。表記のとおり異議を申出、  
改めて、このたびの答申を大幅に改善されるよう求めます。また、貴職から  
も政府に対し全国一律最低賃金制度を創設し、賃金のナショナルミニマムを  
確立させるよう働きかけを求めます。島根地方最低賃金審議会が最低賃金の  
大幅引上げによって、憲法25条に求める健康で文化的な最低限度の生活を  
営む権利を具現する最低賃金法の目的を果たされるよう心より期待します。

理由としては、4点上げておりますが、1、高騰する物価から命と暮らし  
を守るためにも大幅な引上げは必要ということです。2024年6月の毎月  
勤労統計によると、物価変動を加味した実質賃金は前年同比0.7%減で、  
26か月連続で前年を下回り、物価上昇には追いつかない状況が続いていま  
す。物価高騰は2024春闘の賃上げ率を上回り、実質賃金を引き上げてい  
ます。貴審議会が示された引上げ額58円、引上げ率6.4%では、到底賄

うことはできません。パート、派遣などの不安定雇用労働者の賃金底上げにもつながるシステムとして、多くの労働者が賃金の最低限を保障する地域別最賃の大幅引上げを求めており、制度の積極的な役割を期待しています。

2として、人間らしい文化的な生活には、直ちに1,500円以上が必要。これは、全労連のローカルセンターと共同で、4万7,000人の協力を得て、資料1としてつけておりますのでご参照ください。

3は、最低賃金引上げのために中小企業の支援策の抜本的な拡充は不可欠ということで、理由を上げております。この間の最低賃金の審議会の方で、附帯事項が使用者側の方から出てまして、そういうことをやっぱりこちらも望んでおります。

4番は、最低賃金1,500円の引上げは、地域経済と日本経済の大きな一歩としてということで、資料2をつけております。全国最低賃金の時給1,500円への引上げが地域経済にどのような効果をもたらすかを47都道府県別に分析しています。島根県における経済効果は、総賃金増加額1,039億円、家計消費増加額794億円、生産増加額1,154億円など、最低賃金1,500円への引上げは、日本経済、地域経済再生の大きな一歩になると言えるでしょう。

以上の理由から、島根労連は貴職に対し、改めて地方最賃の大幅引上げを求めます。そして、国民生活の最低保障の基軸となる全国一律最低賃金制度の確立と中小企業の支援策を拡充するよう、政府への働きかけを強く求めます。以上です。

**【会 長】** ありがとうございます。傍聴席へお戻りください。

続きまして、島根県自治体労働組合総連合執行委員の塩冶隆彦様、意見をお聞かせください。

**【陳述人】** 島根県自治体労働組合総連合、島根自治労連の執行委員長を務めています塩冶と申します。今日は陳述の機会をいただき、ありがとうございます。よろしく願いいたします。それでは、ちょっと座らせていただきます。

今回、8月16日付で公示されました島根地方最低賃金審議会の意見、答

申につきましては、物価高が続き、労働者の生活が苦しくなっていること、それから、春闘において一定の賃上げが勝ち取られたことを背景に、労働者側、使用者、公益、それぞれの委員の皆様の方々の立場で真摯な議論がされた結果だというふうに受け止めております。しかしながら、この時間額962円という内容につきましては、目安額を上回る引上げではあったものの、最低賃金法の目的には十分まだ到達していないのではないかと伺わざるを得ないというふうに思います。

1点目といたしまして、地方公務員の給与と民間賃金の相互作用によって、生活改善を図っていく必要があるというふうに考えております。人事院が今年8月8日に勧告をいたしました。その中で、高卒程度の採用者の初任給については、18万8,000円とされ、4月1日に遡って実施するように求めています。この賃上げ率が12.8%という大幅な引上げとなります。自治体業務の遂行に欠かせない会計年度任用職員、非正規職員の給与につきましては、総務省のマニュアルに沿って、高卒初任給をベースとするようにされておりまして、今後の県の人事委員会の勧告の内容にもよりますが、国の人勧に沿う内容であれば、県内自治体の非正規職員の給与も大幅に4月に遡って引き上げられるものと思っております。県内の多くの民間企業におかれては、この地域の公務員給与、特に非正規職員の給与水準というものを参考にして賃金を決めておられる実態があるというふうに伺っております。最低賃金も、今回の人事院勧告のこの高卒初任給の大幅な引上げ率に見合った引上げを行い、公務民間の相互作用によって、県内労働者全体の生活改善に寄与するこの水準を達成すべきだというふうに考えております。

それから、2番目に、生活保護の関係につきまして、これとの整合性を図る必要があるというふうに考えます。事前の意見申出において、最低賃金と生活保護との比較方法につきまして、現状の計算方法を巡る問題点を4点にわたって指摘させていただきました。この問題を修正した上で最低賃金と生活保護に係る施策との整合を判断すべきだというふうに意見を述べさせていただきました。今回の962円、この金額、過去最高の58円の引上げということを行った結果ではありますけれども、この金額を用いまして、私たちが指摘した点を修正した計算方法、別紙つけていると思っておりますけれども、こ

れに計算しても、なお生活保護水準の2級地-1を103円下回る状況になっております。

先ほども島根労連の方からのお話がありましたけれども、生計費につきましては、地域差はほとんどないというふうに考えております。しかしながら、生活保護の水準は、地方において低く抑えられておりますので、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができる水準っていうことになりますと、先ほど言った103円っていうこと、この格差よりももっと大きくなるというふうに考えており、生活保護との整合性を考えれば、より一層の引上げが必要だと考えます。

今年の各地方最賃の意見、答申の状況を伺いますと、徳島県の84円の引上げっていうのが非常に衝撃的でありました。地域的にはBランクという中でも、全国で下から2番目という状況もあったかと思えますけれども、知事さんが、賃金が安いイメージが固定化すると、若者が県外に出てしまうという異例の意見を述べられたというところも報道されているところでございます。しかし、島根県においての最賃も、都会地に比べれば大幅に低いということになっております。時給の高い都市部に労働者が偏って、人口の一極集中や地域経済の疲弊すら招いているこの状況を改善するものにはなっていないというふうに思っております。

事前の意見申出において、全国一律の最低賃金制度の創設と最低賃金1,500円ということを求めておりましたけれども、今回の962円ということにつきましては、再検討をお願いしたいというふうに思っております。現在、今年も各地方審議会の方でいろいろと審議されたようですけれども、やはり、現在、隣県の答申がどうなるのか、こういった疑心暗鬼の中で審議がされている。地方最低審議会が形骸化してきているのではないかという報道も目にいたしました。やはり、今こそ全国一律の最低賃金制度にしていく必要があるというふうに思います。そのためには、やはり中小企業であったり、小規模事業者の皆さんへの直接支援策として、社会保険料の減免や軽減措置といった具体的な軽減の施策というのが必要だというふうに思っています。今日の報道でも、企業の内部留保、前年比8.3%増、この12年間で2倍以上というふうな報道がございましたけれども、従業員や取引先への利益還

元は全く不十分だと言わざるを得ないというふうに思います。やはり内部留保を還元させる強制力を持った施策が必要だというふうに思います。

島根労働局長様、あるいは島根地方最低賃金審議会の皆様におかれましては、この地方と都市部の賃金格差を解消するための抜本的な中小企業、小規模事業者への支援策の実施につきましても、強力に政府に働きかけていただきたいということを最後にお願ひしまして、私からの陳述とさせていただきます。ありがとうございました。

【会 長】 ありがとうございます。傍聴席へお戻りください。

意見陳述に関して、委員の皆様から何かご質問などございますでしょうか。ないようでしたら、以上で意見陳述を終了します。

本日陳述いただきました加藤様、塩冶様、ありがとうございました。

それでは、これからは採決に入ることになります。

公開することにより、個人情報保護に支障を及ぼすおそれや個人もしくは団体の権利が不当に侵害されるおそれ、率直な意見交換もしくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがありますので、島根地方最低賃金審議会の最低賃金専門部会の運営規程第5条第1項に基づき、これからは非公開とします。また、第6条第2項により、議事録も非公開とし、同条第3項により議事要旨を公開いたします。

傍聴人の皆様は、恐れ入りますが、ご退出願います。

(採決につき傍聴人退室)

(採決は議事要旨のみ公開)

(再開、傍聴人入室)

【会 長】 採決の結果、8月16日答申のとおりとすることが議決されました。

それでは、審議結果を踏まえ、事務局は答申文案を作成してください。

(答申文案作成)



【会 長】 それでは、答申文案を配付してください。

(答申文案配布)

【会 長】 答申文案を各自確認してください。

案どおり答申してよろしいですか。

(「はい。」)

【会 長】 それでは、答申しましたので、答申文の「案」の文字を消してください。

ただいまから答申を行います。

(会長から局長へ答申文を手交)

【局 長】 それでは、ただいま会長から異議申出に対する答申を頂戴いたしましたので、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、7月9日に諮問させていただいて以来、限られた時間の中で、また、最低賃金を取り巻く状況が大変厳しい中で、長時間にわたりまして真摯なご審議を頂戴賜ったことを厚くお礼申し上げたいと存じます。

今後は、時間額962円、10月12日発効に向けて所要の進めを進めてまいりたいというふうに思っております。また、新しい最低賃金の周知、そして履行確保につきましても、鋭意努めてまいりたいと考えております。

異議でいただいたご意見の中にも諸種のご意見がございましたが、中小企業等に対する支援策を十分にご活用いただけるように、周知と利用促進により一層努力してまいりたいと考えておりますので、今後とも皆様方におかれましては、ご支援、ご指導、ご協力を賜りますよう、何とぞこの場をお借りしましてお願い申し上げます。

各委員の皆様のご苦勞に対しまして、改めて心から事務局を代表いたしましてお礼申し上げたいと存じます。誠にありがとうございました。

【会 長】 それでは、続きまして、会議次第3番目の特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について、事務局から説明してください。

【室 長】 それでは、事務局から説明いたします。申出書受理と審査結果について、これから説明させていただきたいと思います。

特定最低賃金でございます。特定最低賃金の改正の申出につきましては、百貨店、総合スーパーマーケットを除きます5業種からの申出書を受理しております。

申出書の審査を行いました結果、申出のあった全5業種全てについて、改正申出の要件を満たしておりますので、諮問をさせていただくことになりました。

以下、理由を説明いたします。お手元の資料ナンバー2の特定最低賃金申出状況一覧表をご覧ください。この①に書いてございます労働協約の適用を受ける労働者または合意のあった労働者数でございます。これに対しまして、中央の③が、本年3月の第434回島根地方最低賃金審議会でお示ししました令和3年経済センサス活動調査による労働者数でございます。この労働者数で割りますと、その右の欄に合意労働者の比率が①割る③で出ております。これらはいずれも3分の1を超過しておりますので、有効に申出が行われたということになるわけでございます。つきましては、これまでの地方最低賃金審議会の合意に基づきますとおり、3分の1以上の申出があったものにつきましては、円滑に申出の受理、諮問を行うこととされております。したがって、申出のあった5業種について、本日諮問をさせていただきます。

それから、資料ナンバー3でございますが、これは、それぞれの申出書、添付書類の写しでございます。

それでは、労働局長から審議会会長に対しまして、特定最低賃金の金額改正の必要性についての諮問を行わせていただきます。

(局長から会長へ諮問文5件を手交)

【局長】 それでは、引き続き、ご審議よろしく申し上げます。

【会長】 ただいま諮問をいただきました必要性の有無の審議につきましては、本日、本審議会前に開催しました第1回の運営小委員会において特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての検討方法を審議した結果、本審議委員全員を委員とする必要性検討委員会を設置し、審議することで合意が得られました。

特定最低賃金については、従来から、必要性検討委員会において審議の上、全会一致での議決により報告書を取りまとめ、審議会に報告し、審議会から労働局長に特定最低賃金の決定等の必要性の有無について答申を行っております。そして、必要性ありの答申を行った場合は、労働局長からの改正諮問を受け、その後に専門部会を設置して審議を行うこととなります。仮に必要性ありの答申を行わない場合は、労働局長からの改正諮問は行われず、その後の専門部会の開催も行われないこととなります。

改めて、審議会の場合において、必要性検討委員会を設置して検討することについて決議したいと思います。

では、別途必要性検討委員会を設置して、検討することについてご意見はありますか。

（「ありません。」）

【会長】 なければ、早速ですが、必要性検討委員会を設置して検討を行うことといたします。必要性検討委員会では、全会一致で必要性の有無の決定をいただくことが重要となりますので、委員の皆様の慎重な審議をお願いします。

それでは、ここで、必要性検討委員会開催のため、本審議会は一旦休会とします。

（採決につき傍聴人退室）

（採決は議事要旨のみ公開）

（再開、傍聴人入室）

【会 長】 先ほど必要性検討委員会、閉会しましたので、それでは、本審を再開します。

必要性検討委員会において、皆様のお手元にあるとおり、申出のあった5件の特定最低賃金の改正決定の必要性について、必要性ありとの答申を行うことが適当であるとの結論となり、この報告書が提出されました。

これについてご意見がございますでしょうか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、異議なしということで、審議会として労働局長に改正の決定の必要性があることを認める旨、答申することよろしいでしょうか。

(「はい。」)

【会 長】 ありがとうございます。

それでは、事務局は、答申文案を配付してください。

(答申文案を配布)

【会 長】 お配りした答申文案について、ご意見はありますか。

(「ありません。」)

【会 長】 それでは、答申文の「案」の文字を消してください。

では、答申いたします。

(会長から局長へ答申文を手交)

【局 長】 座ったままで失礼いたします。

ただいま改正申出のありました5業種につきまして、特定最低賃金の改正の必要性ありということの答申をいただきました。引き続き、大変ご苦勞を

おかけいたしますが、何とぞよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

【会 長】 事務局から何かありますでしょうか。

【室 長】 それでは、ただいま5業種につきまして、改正決定することを必要と認める旨の答申をいただきましたので、改正決定の調査審議を行っていただくよう諮問させていただきます。

それでは、よろしくお願ひいたします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【局 長】 引き続きよろしくお願ひします。

【会 長】 ただいま労働局長から審議会へ諮問をいただきました。

その他、特定最低賃金の諮問に関係して、委員の皆様の方で何かございませうでしょうか。

事務局から何かありますか。

【室 長】 改正決定の審議に当たっての専門部会委員の任命についてと審議会令第6条第5項及び第7項の記述について説明いたします。

先ほど特定最低賃金の改正決定の調査審議をお願いすることとなりましたけれども、この審議のため、5業種の専門部会を設置いたしまして、専門部会委員の任命を行うこととなります。

まず、審議会令第6条第1項により、専門部会の委員の数は9人以内とするとなっております。例年、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の9名としておりまして、今年度も例年どおり、それぞれ3名の合計9名としてよろしいか、お諮りいたします。

決議されれば、本日付で島根労働局一般公示を行いまして、9月の13日の金曜日を締切日として委員の推薦を募り、速やかに任命したいと考えております。公益代表委員につきましては、労働局長が適任者を選任し、速やか

に任命する予定です。

続きまして、審議会令第6条第5項及び第7項についてご説明いたします。審議会令第6条第5項については、審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の決議をもって審議会の決議とすることができると規定されておりまして、本審議会でこの議決がいただければ、改めて審議会を開催する必要がなくなります。なお、審議会での決議が不要になる場合は、運用として専門部会において全会一致で決議された場合に限ることとされておりまして。

同じく、審議会令第6条第7項について、最低賃金専門部会は、その任務が終了したときは、審議会の議決により廃止するものとして規定されておりまして、本日、その旨の議決がいただければ、専門部会終了後、改めて審議会を開催する必要がなくなります。審議会の効率的な運営の面からも、御審議いただきたい事項として、専門部会は公労使、各3名の合計9名の委員とすること、審議会令第6条第5項及び第7項の適用の議決の3点提案いたしますので、どうぞご審議をよろしくお願いいたします。

**【会 長】** ただいま事務局から提案がありましたが、専門部会の委員の数は9名とすること、そして、審議会令第6条第5項及び第7項の適用に関しては、あらかじめ議決してよろしいでしょうか。

(「はい。」)

**【会 長】** それでは、各専門部会は、公益代表委員3名、労働者代表委員3名、使用者代表委員3名の9名とし、審議会令第6条第5項及び第7項の適用については、いずれも決定させていただきます。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

**【室 長】** 本日付で特定最低賃金5件の改正決定に係る関係労使からの意見を求める公示を9月13日金曜日まで行うことといたしますので、お知らせいたします。

【会 長】 それでは、会議次第4、その他ですが、委員の皆さん、何かございますか。

(「ありません。」)

【会 長】 なければ、事務局から何かありますか。

【室 長】 本審議会終了後に、特定最賃関係の事務連絡をさせていただきたいと思えます。

【会 長】 それでは、以上をもちまして議事を終了します。

なお、少し先になりますが、来年3月開催予定の特定最低賃金に係る意向表明の本審についてですが、審議会運営規程第6条第1項を適用して会議は公開に、また、議事録及び会議資料についても第7条第2項を適用して、公開とします。

本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。